

岡山市の給与・定員管理等について

市職員の給与などの状況については議会の審議などを通じて明らかにしていますが、さらに身近にお知らせすることで市民の皆さんの一層のご理解が得られるよう、その概要を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和6年度	人 695,690	千円 389,501,609	千円 13,200,712	千円 84,520,137	% 21.7	% 21.0

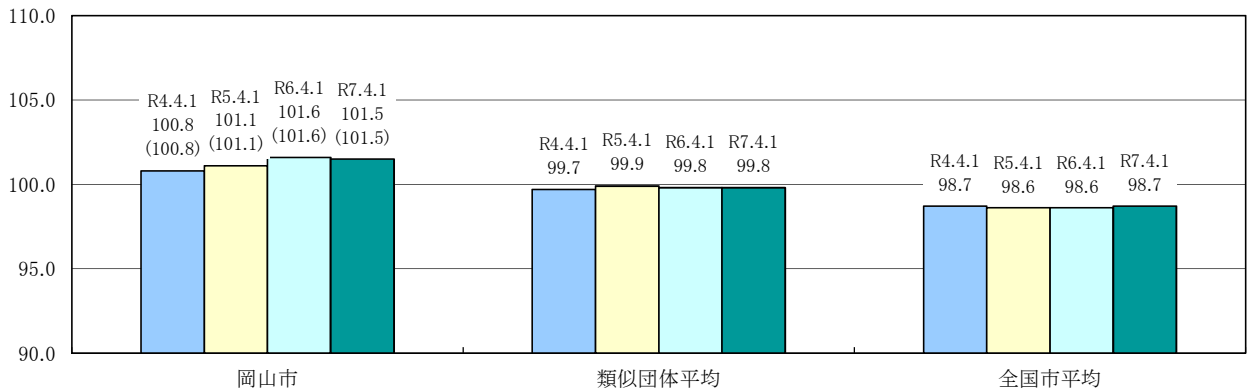
- (注) 1 人件費には、市長、議員などの給与、報酬を含んでいる。
2 人件費に事業費支弁を含んだ場合は85,707,570千円(人件費比率22.0%)。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 8,429	千円 36,255,987	千円 7,060,053	千円 15,429,939	千円 58,745,979	千円 6,970	千円 6,940

- (注) 1 職員手当とは、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当などの諸手当であり、退職手当は含まない。
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合についてその理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

ラスパイレス指数の数値の動向については、今後とも数値の変動を注視しながら、国、他の自治体の数値なども十分考慮した中で対応していく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 412,068	円 400,508	円 11,560 (2.89 %)	% 2.89	% 2.89	% 3.62

(注) 「民間給与」「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	月 4.65	月 4.60	月 0.05	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

(概要) 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和8年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、初任給水準を引き上げるとともに、主任級以上の各級の初号近辺の号給をカットすることで、初号の給料月額の上上げを実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。また、部長級以上について、隣接する職務の級間での給料月額を解消し、昇格メリットの拡大を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、岡山市においても3%を支給。

(実施時期) 平成26年4月1日より実施。令和7年4月1日時点は3%を支給。令和8年4月1日は4%を支給。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3%	3%	4%
岡山市の支給割合	3%	3%	4%

③その他の見直し内容

(実施時期) 令和7年4月1日

(内容)

- ・扶養手当について、配偶者に係る手当の減額及びび子に係る手当の増額の見直しを実施。
- ・通勤手当について、国と同様に支給限度額の上上げを実施。
- ・初任給調整手当について、国と同様に見直しを実施。
- ・管理職員特別勤務手当について、平日深夜勤務に対する支給対象時間帯の拡大を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (円)(国ベース)
岡山市	42.8	350,200	436,327	394,197
岡山県	43.0	339,871	426,501	371,562
国	41.9	332,237	—	414,480
類似団体	41.9	331,593	445,629	393,215

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)(A)	平均給与月額 (円)(国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (円)(B)	A/B
岡山市	45.9	378	335,500	397,320	360,542	—	—	—	—
うち 清掃職員	45.3	143	332,000	431,530	360,899	廃棄物処理業 従業員	48.0	320,600	1.35
うち 学校給食調理員	46.1	85	341,300	371,574	363,762	調理士	44.0	263,800	1.41
うち 守衛	—	—	—	—	—	守衛	—	—	—
うち 用務員	45.5	41	332,500	366,456	356,524	用務員	48.7	247,800	1.48
うち 自動車運転手	—	—	—	—	—	自家用自動車 運転者	—	—	—
うち 電話交換手	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち その他	46.6	108	336,300	383,699	358,755	—	—	—	—
岡山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.3	1,703	294,567	—	337,907	—	—	—	—
類似団体	51.9	851	315,589	395,098	367,343	—	—	—	—

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク*」としている。
以降も同様に取り扱う。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(円)(C)	民間(円)(D)	C/D
岡山市	—	—	—
うち 清掃職員	6,904,860	4,457,900	1.55
うち 学校給食調理員	6,178,088	3,415,900	1.81
うち 守衛	—	—	—
うち 用務員	6,112,472	3,431,300	1.78
うち 自動車運転手	—	—	—
うち 電話交換手	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③医療職(看護・保健職)

区 分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (円)(国ベース)
岡山市	34.0	305,100	344,530	326,604
国	48.2	333,346	—	375,323
類似団体	40.9	325,667	422,476	377,821

④教育職

区 分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
岡山市	40.3	366,400	414,507
岡山県	41.3	355,400	395,097
類似団体	40.2	357,800	429,590

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		岡 山 市	岡 山 県	国
一般行政職	大学卒	225,500 円	232,100 円	総合職 230,000 円 一般職 220,000 円
	高校卒	191,300 円	200,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	191,300 円	—	—
医療職 (看護・保健職)	短大3卒	249,500 円	—	—
	短大2卒	244,500 円	—	—
教育職	大学卒	257,600 円	258,700 円	—
	短大卒	235,900 円	236,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

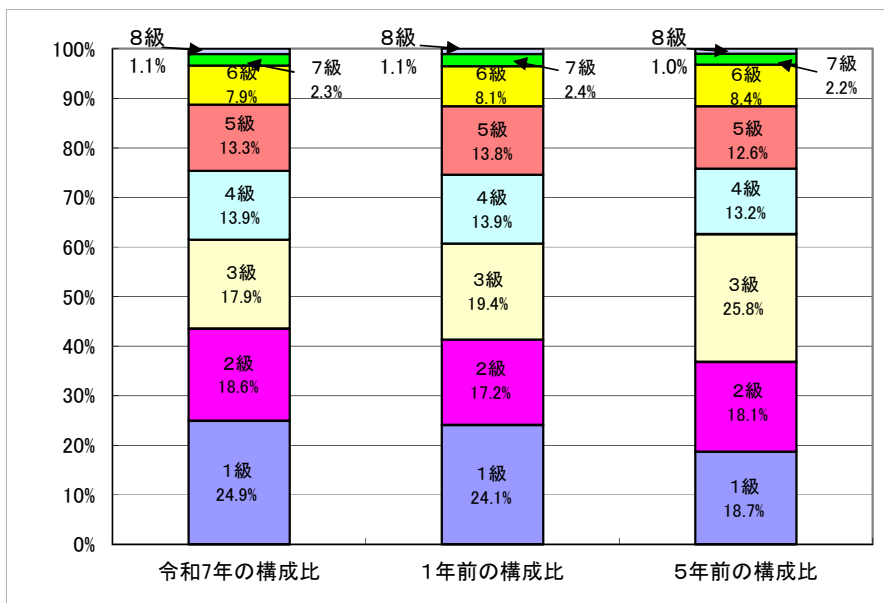
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	290,612 円	358,199 円	385,042 円	412,836 円
	高校卒	258,900 円	322,200 円	347,400 円	384,471 円
技能労務職	高校卒	263,367 円	302,075 円	354,680 円	359,194 円
医療職 (看護・保健職)	短大3卒	289,500 円	338,500 円	379,100 円	388,500 円
	短大2卒	286,500 円	333,500 円	375,200 円	387,600 円
教育職	大学卒	326,321 円	386,653 円	407,336 円	424,718 円
	短大卒	305,000 円	367,900 円	388,900 円	405,000 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

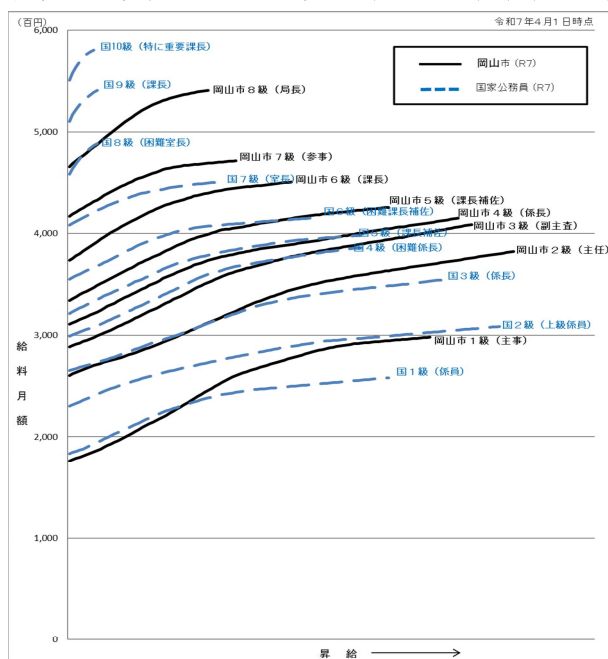
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	639 人	24.9%	176,100 円	298,100 円
2 級	主任	478 人	18.6%	260,500 円	382,200 円
3 級	副主査	461 人	17.9%	288,700 円	408,800 円
4 級	係長	357 人	13.9%	310,600 円	415,100 円
5 級	課長補佐	342 人	13.3%	334,000 円	425,600 円
6 級	課長	204 人	7.9%	373,600 円	450,500 円
7 級	部長	60 人	2.3%	417,000 円	471,500 円
8 級	局長	28 人	1.1%	465,700 円	540,600 円

(注) 1 岡山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成23年に9級制から8級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（岡山市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岡 山 市	岡 山 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,831 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,756 千円	-
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.000)月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算2~12.5%	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.000)月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算15~25%	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.000)月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（岡山市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

区分	支 給 割 合			
	岡山市		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職措置 (3%~45%加算)		定年前早期退職措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	自己都合 15,699 千円	応募認定・定年 20,656 千円	-	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	1,149,905 千円		
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	136 千円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京事務所に勤務する職員	20 %	14 人	20 %
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16 %	6 人	16 %
岡山市	3 %	8,482 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレ指数	101.5		
(ラスパイレ指数)	101.5		

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	355,013 千円		
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	42 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	28.8 %		
手当の種類(手当数)	19		
手当	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額	支給実績 (令和6年度決算)
賦課徴収等業務手当	1 市税その他徴収金の滞納整理の事務又は固定資産評価の事務に従事した職員	1日 360円	8,015 千円
	2 市税その他徴収金の滞納による財産差押え又は差押物件の搬出に従事した職員	調書1件 210円	1,684 千円
防疫等作業手当	1 保健所に勤務する職員で感染症の防疫に従事した職員	1件 290円	15 千円
	2 保健所に勤務する職員で狂犬病予防法の規定に基づく狂犬病予防員としての業務又は同法の規定に基づく犬の捕獲、処分等の作業に従事した職員	1日 830円	735 千円
	3 感染症の検査に直接従事した職員	1日 320円	89 千円
精神保健等業務手当	1 保健所に勤務する職員で精神保健業務に従事した職員	1日 290円	28 千円
	2 保健所に勤務する保健師で保健所外で結核患者又は精神病患者の保健指導業務に従事した保健師	1日 290円	0 千円
	3 精神保健福祉センターに勤務する職員で相談又は指導の業務に直接従事した職員	1日 450円 ただし、特に専門的な知識を必要とすると市長が認める業務に従事した場合は、1日につき 900円	172 千円
有害物取扱手当	1 保健所に勤務する職員で有害物(毒物、劇物等)を取り扱う業務に従事した職員	1日 290円	7 千円
	2 薬剤を使用してそ族昆虫駆除に直接従事した職員	1日 250円	0 千円
食肉衛生検査手当	食肉衛生検査所に勤務する職員で獣畜の検査又はその指導に従事した職員	1日 1,330円	2,941 千円
火葬業務手当	火葬場に勤務する職員	死体1体につき 100円 ただし、死胎若しくは身体の一部又は犬猫の場合は、1日につき 50円	3,617 千円
社会福祉等業務手当	1 福祉事務所に勤務する職員で社会福祉法の規定に基づく援護、育成又は更生に関する相談業務等に直接従事した職員	1日 430円	21,837 千円
	2 児童相談所に勤務する職員で相談又は指導の業務に直接従事した職員	1日 1,000円	8,912 千円
	3 身体障害者更生相談所に勤務する職員で相談又は指導の業務に直接従事した職員	1日 560円	78 千円
	4 養護老人ホームに勤務する職員で身体不自由入所者の汚物処理に従事した職員	1日 290円	0 千円

死体処理手当	1 死体の収容等に従事した消防職員	1回 1,000円 ただし、心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事した場合は、100分の100に相当する額を加算した額とする。	4,278 千円
	2 検死に従事した職員又は養護老人ホームに勤務する職員で死体処理に従事した職員	1回 1,600円 ただし、心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事した場合は、100分の100に相当する額を加算した額とする。	8 千円
用地交渉手当	公共用地取得の業務又は移転補償の業務に伴う交渉に従事した職員	1日 230円	0 千円
違反建築物等取締手当	違反建築物の現地での取締業務又は市営住宅の不正使用若しくは不法占有の現地での取締業務に従事した職員	1回 260円	13 千円
危険作業手当	交通を遮断することなく、道路補修、橋りょう若しくは悪水路の修繕工事に従事した職員又は山間等の劣悪な環境条件のもとで測量に従事した職員	1日 260円	0 千円
高所等作業手当	1 1時間以上にわたり地上10メートル以上の足場の不安な箇所で行う高層建築物の工事現場監督又は1時間以上にわたり地表下4メートル以上の深所で行う工事現場監督に従事した職員	1日 260円	0 千円
	2 1時間以上にわたり10メートル以上のはしご車等足場の不安な箇所での訓練又は消防活動に従事した消防職員	1日 410円	0 千円
環境事業作業手当	1 公害の立入検査若しくは調査又は衛生検査において取水等に直接従事した職員	1日 230円	0 千円
	2 し尿処理施設、ごみ処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の立入検査又はこれらの施設に立ち入って行う指導の業務に従事した環境衛生指導員	1日 230円	1 千円
	3 へい死した野犬猫等の死体処理に従事した職員	1件 300円	800 千円
	4 公園管理業務又は道路維持業務に従事する職員で直接清掃作業に従事した職員	1日 680円	2,509 千円
	5 清掃業務に従事する職員で地下排水路の清掃作業又は焼却炉、灰溜濠、じんかい濠、集じん機等(以下この項において「焼却炉等」という。)の内部の清掃若しくは修理作業に従事した職員	1時間 470円 ただし、高さ1.5メートル以内の地下排水路の清掃作業又は焼却炉等の内部の清掃若しくは修理作業に従事した場合は、1時間につき 580円	22 千円
	6 清掃業務に従事する職員で下水若しくは道路の清掃又はごみの収集、焼却若しくは埋立作業に直接従事した職員	1日 600円(勤務した日が6月から9月までの間にあつては、1日につき100円を加算した額) ただし、4時間を超えて勤務した場合は、その額にその100分の100に相当する額を加算した額とし、深夜の全部を勤務した場合は、勤務1回につき1,100円を加算する。	59,926 千円
	7 清掃業務に従事する職員でし尿の処理に直接従事した職員	1日 680円 (勤務した日が6月から9月までの間にあつては、1日につき100円を加算した額) ただし、4時間を超えて勤務した場合は、その額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。	6,422 千円
	8 下水道業務に従事する職員で下水道施設の修理又は清掃作業に従事した職員	1時間 440円	0 千円
	9 下水道業務に従事する職員で下水道施設の汚水の処理又は下水道施設の検査、調査若しくは認定に従事した職員	1日 560円	0 千円
	10 浄化センターに勤務する職員で直接現場作業に従事した職員	1日 750円	0 千円

消防緊急業務手当	1 救急業務(救急救命士の業務を除く。)に従事した消防職員又は火災現場等に出動し、現場作業に従事した消防職員	1回 300円 ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間において従事した場合は、100分の50に相当する額を加算した額とする。	22,305 千円	
	2 救急救命士の業務に従事した消防職員	1回 500円 ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間において従事した場合は、100分の50に相当する額を加算した額とする。	24,022 千円	
潜水業務手当	潜水器具を着用して、潜水訓練又は潜水作業に従事した消防職員	1回 410円	198 千円	
夜間通信業務手当	夜間通信業務に従事した消防職員	その勤務時間が深夜の全部を含む勤務	勤務1回 1,100円	0 千円
		その勤務時間が深夜の一部を含む勤務(深夜における勤務時間が2時間以上の場合に限る。)	勤務1回 730円	1,524 千円
		その勤務時間が深夜の一部を含む勤務(深夜における勤務時間が2時間未満の場合に限る。)	勤務1回 410円	5,525 千円
消防機械運転手当	緊急車両の運転を命ぜられた消防職員	1日 210円	4,945 千円	
航空手当	1 ヘリコプターの操縦業務に従事した消防職員	1日 4,200円	2,961 千円	
	2 ヘリコプターの整備業務に従事した消防職員	1日 2,200円	1,331 千円	
	3 ヘリコプターの搭乗業務に従事した航空隊員	搭乗時間1時間につき1,200円 ただし、空中機外活動に従事した場合は、1時間につき1,800円	2,848 千円	
災害応急作業手当	1 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生が予測される場合において行う現場の巡回監視の作業に従事した職員	1日 530円 ただし、午後6時から翌日の午前6時までの間において従事した場合は、100分の50に相当する額を加算した額とする。	20 千円	
	2 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生が予測される場合において行う現場の応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業に従事した職員	1日 770円 ただし、午後6時から翌日の午前6時までの間において従事した場合は、100分の50に相当する額を加算した額とする。	114 千円	
	3 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生が予測される場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う業務であつて市長が定めるものに従事した職員	1日 1,080円以内であつて市長が定める額 ただし、災害対策基本法第63条第1項の警戒区域その他これに類する区域等において従事した場合は、100分の100に相当する額を加算した額とし、当該区域等以外において午後6時から翌日の午前6時までの間のうち市長が定める時間帯において従事した場合は、100分の50に相当する額を加算した額とする。	0 千円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	1,654,480 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	374 千円
支給実績(令和5年度決算)	1,492,739 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	340 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度(令和5年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容(国の制度)	支給実績(令和6年度決算)	職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者、子どもなどの区分により扶養親族一人につき4,500円～11,500円	異なる	配偶者 3,000円 父母等 8級3,500円 9級以上0円	791,992 千円	94 千円
住居手当	借家の区分により上限27,000円	異なる	上限28,000円	645,759 千円	77 千円
通勤手当	・交通機関利用者は6月定期券相当額(最高150,000円×6月)による一括支給。 ・交通用具(自動車など)の利用者は距離区分により3,800円～26,400円	異なる	交通用具(自動車など)利用者の支給最高限度額 31,600円	825,268 千円	98 千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。 月額30,000円～100,000円	同じ	—	6,451 千円	1 千円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、現に勤務した職員に支給。 支給割合135/100	同じ	—	315,313 千円	37 千円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ、現に勤務した職員に支給。 職種等により2,850円～22,000円	異なる	支給額 4,400円～ 22,000円	5,800 千円	1 千円
管理職手当	管理職員に対し支給。 職種等により53,000円～130,500円	異なる	支給額46,300円～139,300円	891,008 千円	106 千円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日、休日又は平日深夜(午後10時～翌日午前5時までの間)に勤務した場合に支給。 1回につき4,000円～12,000円	異なる	支給額 1回3,000円～12,000円	28,054 千円	3 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	1,160,000円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	920,000円	1,599,000 円 / 500,000 円	1,285,000 円 / 841,000 円
報 酬	議 長	850,000円	1,179,000 円 / 786,000 円	
	副 議 長	770,000円	1,061,000 円 / 707,000 円	
	議 員	710,000円	953,000 円 / 648,000 円	
期 末 ・ 勤 勉 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)		
	副 市 長	期末手当 4.60 月分		
	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	期末手当 4.60 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	116万円×在職月数×0.55 92万円×在職月数×0.30	3,062万円 1,325万円	任期ごと 任期ごと

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

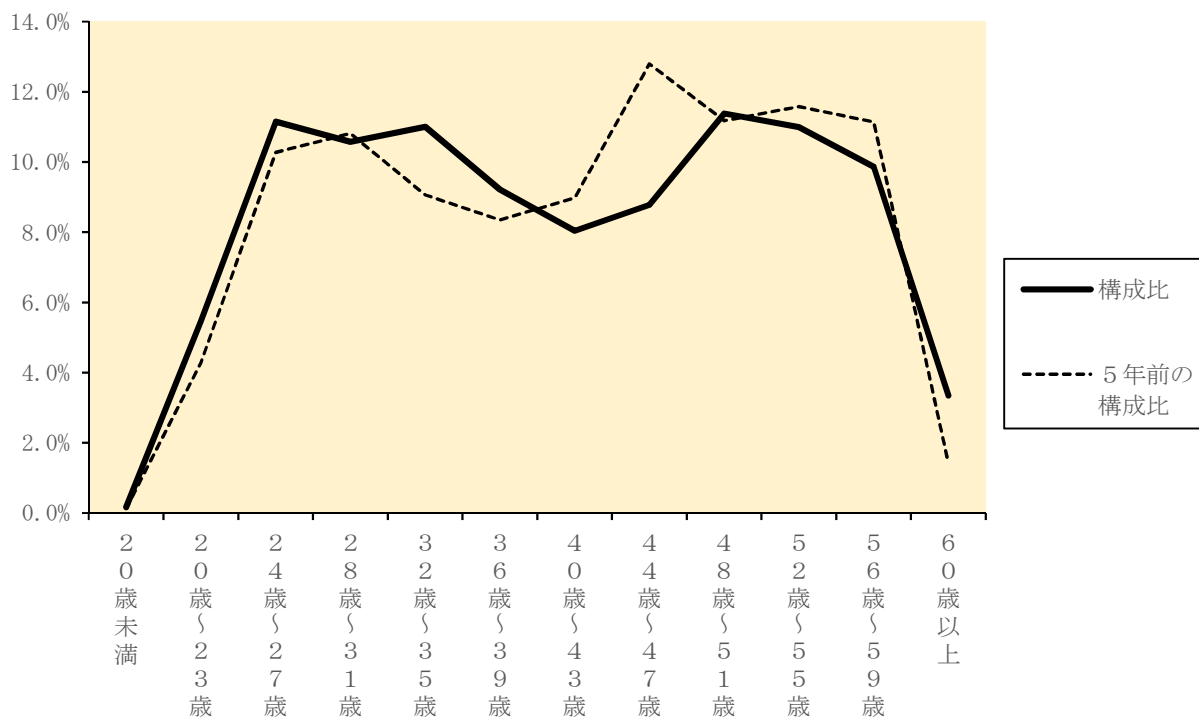
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和7年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	28	28	0	(増) 総合計画策定、国勢調査対応等に 伴う総務・企画部門の増員 地域公共交通の利便増進業務の増 加に伴う土木部門の増員 (減) 保育施設の統廃合などに伴う民生 部門の減員 業務効率化に伴う衛生部門の減員
		総務・企画	732	709	23	
		税務	187	189	▲2	
		労働	3	3	0	
		農林水産	116	119	▲3	
		商工	51	49	2	
		土木	443	436	7	
		民生	1,239	1,245	▲6	
		衛生	563	573	▲10	
		計	3,362	3,351	11	<参考> 人口1万当たり職員数 48.33人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 46.75人)
	教育部門	4,349	4,299	50	体制の強化に伴う増員	
	消防部門	791	779	12	体制の強化に伴う増員	
	小計	8,502	8,429	73	<参考> 人口1万当たり職員数 122.21人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 115.34人)	
公営企業計等部門	水道	314	322	▲8	業務効率化に伴う水道部門の減員	
	下水道	125	125	0		
	その他	133	133	0		
	小計	572	580	▲8		
合計		9,074	9,009	65	<参考> 人口1万当たり職員数 130.43人	
		[9,284]	[9,284]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	15	496	1,012	960	999	836	730	797	1,033	998	895	303	9,074

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年 度						過去5年間の増減数 (率)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
一般行政	3,267	3,273	3,288	3,312	3,351	3,362	95 (2.9%)
教育	3,835	4,324	4,324	4,334	4,299	4,349	514 (13.4%)
消防	763	764	766	771	779	791	28 (3.7%)
普通会計計	7,865	8,361	8,378	8,417	8,429	8,502	637 (8.1%)
公営企業等会計計	590	586	588	585	580	572	▲18 (3.1%)
総合計	8,455	8,947	8,966	9,002	9,009	9,074	619 (7.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費率
令和 6年度	千円 14,615,497	千円 2,469,536	千円 1,921,683	% 13.1	% 12.9

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費431,487千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 政令指定都市 (水道事業) 平均一人当たり給与費 千円 6,856
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和 6年度	人 349	千円 1,464,142	千円 261,158	千円 628,193	千円 2,353,493	千円 6,744	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
岡山市	44.2歳	382,286円	583,759円
政令指定都市 (水道事業)平均	46.7歳	372,932円	571,086円

(注) 平均月収額には、期末、勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

岡山市(水道局)	岡山市(一般行政職)	政令指定都市(水道事業)平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,800 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,831 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,751 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算2~12.5%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算2~12.5%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当(令和7年4月1日現在)

区分	支給割合					政令指定都市 (水道事業)平均
	岡山市(水道局)		岡山市(一般行政職)			
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分		
その他の 加算措置	定年前早期退職措置 (3%~45%加算)		定年前早期退職措置 (3%~45%加算)			
1人当たり 平均支給額	自己都合 0 千円	応募認定・定年 23,588 千円	自己都合 15,699 千円	応募認定・定年 20,656 千円	17,135 千円	

(ウ) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	47,415 千円		
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	136 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
岡山市	3.0 %	349 人	3.0 %

(エ) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	4,967 千円			
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	14 千円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	35.6 %			
手当の種類(手当数)	5			
番号	手当の名称	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額	支給実績 (令和6年度決算)
1	水道料金徴収等業務手当	1 水道料金の徴収又はそのための調査等に外勤により従事した職員	1日 260円	8 千円
		2 水道料金の滞納等による給水停止に従事した職員	1件 570円	69 千円
2	夜間浄水業務手当	正規の勤務時間による勤務が深夜において行われる浄水・送水業務に従事した職員	1日 400円 ただし、深夜の全部を勤務した場合は勤務1回につき1,100円(深夜における勤務時間が2時間以上の場合は730円, 2時間未満の場合は410円)を加算する。	2,612 千円

3	危険等作業手当	1 水道施設における高圧受電設備の保安, 点検作業に従事した職員	1回 100円 ただし, 粉塵を伴う作業に従事した場合は1回につき500円を加算する。	245 千円
		2 浄水処理又は水質検査のため有害物を取り扱う作業に従事した職員	1日 290円	330 千円
		3 交通を遮断することなく行う配水管等の維持補修の作業, 浄水・配水施設の維持補修の作業又は山間等の劣悪な環境条件のもとで行う作業(監督, 検査及び立会を除く。)に直接従事した職員	1日 260円	1,645 千円
		4 正規の勤務時間外又は休日において緊急の呼出により出勤し, 水道施設の維持補修等の業務に従事した職員	1回 900円 ただし, 出勤した時間が深夜となる場合は, 1回につき410円を加算する。	123 千円
		5 1時間以上にわたり地上10メートル以上の足場の不安な箇所で行う高層建築物の工事現場監督, 点検又は1時間以上にわたり地表下4メートル以上の深所で行う工事現場監督, 点検に従事した職員	1日 260円	18 千円
4	災害応急作業手当	1 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し, 又は発生が予測される場合において行う現場の巡回監視の作業に従事した職員	1日 530円 ただし, 午後6時から翌日の午前6時までの間において従事した場合は, 100分の50に相当する額を加算した額とする。	1 千円
		2 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し, 又は発生が予測される場合において行う現場の応急作業又は緊急作業のための災害状況の調査の作業に従事した職員	1日 770円 ただし, 午後6時から翌日の午前6時までの間において従事した場合は, 100分の50に相当する額を加算した額とする。	30 千円
		3 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し, 又は発生が予測される場合において, 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う業務であつて管理者が定めるものに従事した職員	1日 1,080円以内であつて管理者が定める額ただし, 災害対策基本法第63条第1項の警戒区域その他これに類する区域等において従事した場合は, 100分の100に相当する額を加算した額とし, 当該区域等以外において午後6時から翌日の午前6時までの間のうち管理者が定める時間帯において従事した場合は, 100分の50に相当する額を加算した額とする。	0 千円
5	用地交渉手当	公共用地取得の業務又は移転補償の業務に伴う交渉に従事した職員	1日 230円	0 千円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	52,523 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	198 千円
支給実績(令和5年度決算)	63,577 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	239 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者、子どもなどの区分により扶養親族一人につき4,500円～11,500円	同じ	—	45,373 千円	130 千円
住居手当	借家の区分により上限27,000円まで支給	同じ	—	21,984 千円	63 千円
通勤手当	・交通機関利用者は6月定期券相当額(最高150,000円×6月)による一括支給。 ・交通用具(自動車など)の利用者は距離区分により3,800円～26,400円	同じ	—	34,759 千円	100 千円
管理職手当	管理職員に対し支給。 職種等により53,000円～116,200円	同じ	—	53,610 千円	154 千円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日、休日又は平日深夜(午後10時～翌日午前5時までの間)に勤務した場合に支給。 1回につき4,000円～12,000円	同じ	—	174 千円	1 千円